

令和4年度予算 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）Q&A

（総論）

Q1 この事業ではどのような取組を支援してもらえますか。

A1 第4次食育推進基本計画に掲げられる目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に支援します。

具体的には、

- ①食育推進検討会の開催
- ②課題解決に向けたシンポジウム等の開催
- ③食育推進リーダーの育成及び活動の促進
- ④食文化の保護・継承のための取組支援
- ⑤農林漁業体験の機会の提供
- ⑥和食給食の普及
- ⑦学校給食における地場産物活用の促進
- ⑧共食の場における食育活動
- ⑨環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組
- ⑩食品ロスの削減に向けた取組

なお、詳細については、

農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r4.html> で、ご確認ください。

Q2 申請するためには、どのような要件がありますか。

A2 交付金を申請するに当たっては、以下の要件があります。

1 申請者の要件

(1)申請者は、

都道府県、市町村、民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）及び法人格を有しない団体であって都道府県が地方農政局長等と協議の上特に認める団体とする。

(2)交付金の交付率は1／2です。残りの1／2の事業費については申請者の自己負担となるため、資金の確保をしてください。

2 事業実施計画の要件

(1) 事業内容について、第4次食育推進基本計画及び都道府県が策定した食育推進計画の実現並びに本事業が設定した目標※の達成に資するものであること。

(2) 事業で実施する各種取組について他の事業実施主体が活用

できる汎用性があること及び同取組を広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。

なお、1（1）の申請者で特に認める団体については

- ①主たる事務所の定めがあること。
- ②代表者の定めがあること。
- ③定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規程があること。
- ④各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

本事業が設定した目標※とは

第4次食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画に定められた目標のうち当省関係の以下の①から⑨をいいます。

- ①地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。
- ②農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ③栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ④食育の推進に関わるボランティアの数を増やす。
- ⑤学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす。
- ⑥地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。
- ⑦食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす。
- ⑧環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。
- ⑨産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

Q3 事業のイベントを計画していましたが、天候不良等で中止になった場合、それまでにかかった経費は本事業の対象となりますか。また、中止するにあたって提出する書類はありますか。

A3 天候不良等によりイベント等がやむを得ない事情で中止に至った場合は、それまでにかかった経費は支援の対象となります。

なお、交付金の請求時には、イベント等の中止の要因になった事項が分かる資料を添付して提出してください。具体的には、台風の接近によるものであれば、その日の気象台発表の台風情報等の資料や開催中止を告示した資料が想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止せざる得ない場合であっても同様に、それまでにかかった経費の支援対象とします。

Q4 申請を考えている団体が所在する市町村で、食育推進計画が策定されていなくても、本事業の申請はできますか。

A4 申請することは可能です。

なお、本事業を活用して、地域の食育の推進をお願いします。本事業メニューのうち「食育推進検討会の開催」を市町村の食育推進計画の策定に向けた基礎資料の作成等に活用できます。

Q5 令和3年度と令和4年度の交付金で変更されたところはありますか。

A5 令和4年度については、以下により優先的に支援する取組と新たに支援対象を拡大します。

1 優先支援

① 多世代交流を通じた食育や共食の場の提供における食育に関する取組。

② デジタル等を活用した食育に対する取組、

2 新たに支援拡大

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存の共食の場等での食育の取組を再開支援。

(支援に関する共通事項)

Q6 多世代交流、共食の場の提供やデジタル化に対応した食育を優先的に支援するとしていますが、優先的な支援とはどのようなことですか。

A6 本交付金については、各事業の計画にポイントを付け、予算の範囲内でポイントの高い順に採択をしていきます。

事業計画で、農林漁業体験や共食の場での食育の推進における多世代交流、共食の場の提供にかかる取組や各取組でデジタル化の取組を行う場合は、採択の際にポイントが加算されます。

なお、詳細については、農林水産省HP（食育の推進、評価項目及び配点基準）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/pdf/hyoka.pdf>

で、ご確認ください。

Q7 交流会等の場で、参加者が地元PRのため農産物や食品等の販売を行っても大丈夫ですか。

A7 交流会等の場で販売行為を行うことは、この取組が収益を目的に開催されることになり、収益を伴う取組については支援対象とはなりません。

販売行為を行うのであれば、本事業とは別の場で実施願います。

Q8 イベント会場の来場者以外に食育に関する啓発物品の配布を考えていますが、支援の対象となりますか。

A8 イベントに使用される啓発物品は、申請した支援内容の目標達成に不可欠なものは対象となります。

このため、イベントの来場者以外に配布する食育に関する啓発物品がこの目標達成に不可欠であるということであれば、支援の対象となります。

この場合、

- ① 上記啓発物品をイベント来場者以外の者に配布する必要性
- ② 啓発物品と目標達成の関係性
- ③ 配布する啓発物品に関して、社会通念上相当であること
が、きちんと説明出来る必要があります。

Q9 セミナー開催に関する知見がないため、セミナー事業を外部に委託することを考えています。その委託を受けた会社の職員が、セミナーの講師を行う場合、その職員に謝金を支払うことはできますか。

A9 セミナー開催費では、講師に対する謝金及び旅費が支援対象となります。委託先の会社の職員への謝金は支援対象とはなりません。

職員へ謝金として支払う場合には、対価として委託先の人工費として支払うことになります。

Q10 イベント、セミナー等の開催において、会場の演出のため花を飾りたいと考えていますが、支援の対象になりますか。

A10 イベント、セミナー等の演出については、常識的な範囲のものを対象とします。花についても過剰な演出にならない範囲でお願いします。

Q11 交付対象経費の中で上限額が示されているものがありますが、これは交付額ベースですか、それとも事業費ベースですか。

A11 この上限額は、事業費ベースの額です。食材費については実施要領別表2のイからコの交付率に記載してあるとおり上限が50万円とされています（共食の場の提供費では100万円）。このため本交付金は1/2交付となっていることから最大25万円まで交付されます。

また、都道府県においては、監督・指導における職員旅費に上限額が設けられています。

別表2のアからコの支援に当たる監督・指導に係る経費のうち職員旅費の上限は20万円（事業費ベース）とし、交付上限額は1/2の10万円までが交付されます。

Q12 イベントを行うために、交付決定前に前もって会場を押さえました。会場の使用料については交付決定後に支払いますが、支援の対象となるのでしょうか。

A12 事業の着手は原則として交付決定に基づき実施するものであり、交付決定前に発生した経費は支援の対象となりません。

一方で、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情により、契約をして経費が発生することから、交付決定前に着手する場合は、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で実施要領第8の13の(1)により交付決定前着手届を都道府県に提出していただければ、支援の対象となります。

Q13 令和3年度に本事業で食育啓発動画を作成しましたが、この動画を令和4年度の事業において活用しても構わないですか。

A13 活用することは可能です。

第4次食育推進基本計画に掲げられる目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動の推進に資するものであればご活用下さい。

Q14 イベント、セミナー等の開催案内に、同じ会場で行う本事業の支援を受けていない他のイベントの案内と同じチラシでPRしたいと考えていますが、チラシ作成費等は全て対象となりますか。

A14 本事業に関する部分のみが支援の対象になります。

作成費については、該当する部分の面積で按分をするなどの方法により支援分を算出してください。交付金の請求時には、按分した根拠になる資料を添付し、提出してください。

Q15 本事業において、事業費の半分を交付金、残りの半分をクラウドファンディングで資金を集めようと考えていますが、交付金の申請は出来ますか。

A15 クラウドファンディングでの資金調達については、資金が集まるかどうか分からぬという不確定要素がありますので、評価項目において事業の実施内容に効果が見込めない要素がある事業計画については交付金の配分の対象としないこととしています。

ただし、計画書の提出までに必要額が集まり不確定要素が解消されれば申請は可能です。

Q16 1団体が、農山漁村振興交付金の事業と地域の食育の推進事業の併用申請は出来ますか。

A16 併用申請は可能です。

ただし、異なった交付金事業を実施する場合には、資金の管理を明確に分ける必要があります。

(食育推進検討会の開催)

Q17 市町村が地域の食育推進計画を策定するために、本事業の「食育推進検討会の開催」メニューを活用することは出来ますか。

A17 可能です。

市町村が食育推進計画の策定や見直しをする際に、必要な検討会の開催や現状把握のためのアンケート・ヒアリング調査、普及啓発資料の作成等の経費について、「食育推進検討会の開催」の取組を活用することが出来ます。

ただし、食育基本法第33条において市町村が補助事業の有無に関わらず実施することが規定されている市町村食育推進会議の開催は、本事業の対象外となります。

(課題解決に向けたシンポジウム等の開催)

Q18 シンポジウムのテーマについて、第4次食育推進基本計画に記載されている目標「ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす」について取り組んでも、支援の対象となりますか。

A18 本事業は、第4次食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画に定められた目標のうち、以下の9つの目標の達成に向けて取り組む食育活動を支援するものです。

- ① 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。
- ② 農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ③ 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ④ 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす。
- ⑤ 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす。
- ⑥ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす。
- ⑦ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす。
- ⑧ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。
- ⑨ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

このため、「ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす」をメインテーマとしたシンポジウムを支援の対象とはなりません。

しかし、上記①～⑨の目的を達成するためのシンポジウムの中で、「ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす」ことに触れないと目的が達成されない場合は、その限りではありません。

当該目標を主としたテーマとするシンポジウムの場合は対象とすることは難しいですが、本事業の目標に関連して③「栄養バランスに配慮した食生活の実践」に関するテーマの中に含めるかたちで間接的に取り組まれるのであれば、支援の対象となります。

(食育推進リーダーの育成及び活動の促進)

Q19 食育リーダー育成の講座で参加料を徴収して開催したいと考えていますが、支援の対象となりますか。

A19 参加料を徴収することは構いませんが、その参加料を本取組の実施の経費支弁に当てるのであれば支援の対象となります。参加料については収支計算書に明記をお願いします。

(食文化の保護・継承のための取組支援)

Q20 幼稚園・保育園での取組は対象となりますか。

A20 対象となります。

(農林漁業体験の機会の提供)

Q21 農業体験等の指導者や農業者へ謝礼として図書カード等を渡す費用は支援の対象となりますか。

A21 図書カード等で謝礼とはできます。

しかし、謝礼として渡すためには、取組を行う事業実施主体が作成する謝金支払規程等にその旨を明記していることが必要です。

Q22 食育を目的としない農林漁業体験は支援の対象となりませんか。

A22 地域の関係者と連携を図り農林漁業者等の指導の下、農作業等の体験の機会を通じて食育を推進する取組が支援の対象となります。このため以下のような食育の要素を含まない体験例は支援の対象とはなりません。

①観光農園における収穫体験等（観光農園は基本的に認められません。）。

②市民農園等で農林漁業者の指導を受けずに消費者だけで行う農業体験。

③いけす等での魚釣り（例：釣り堀）、地引き網等、レジャーと考えられる体験。

④その他、農林漁業者等が指導に関わっていない場合。

(和食給食の普及)

Q23 どのような取組が支援の対象となりますか。

A23 献立の開発及び学校関係者を対象とした食育授業の開催の取組等の保育園や学校等の施設給食での和食給食の普及に向けた取組が支援の対象となります。

和食給食の献立開発：地元の郷土料理や年中行事にちなんだ行事食や地域の食材を活用した和食給食の献立開発。

セミナーの開催：学校関係者や保護者に、和食給食への理解を深めてもらう取組。

食育授業の実施：子どもたちに、和食に興味を持ってもらうため、和食に関する授業や調理実習をおこなう取組。

(学校給食における地場産物活用の促進)

Q24 高校が事業実施主体で、高校生が献立開発に携わり、献立検討会や試食会を行うために、高校生全員が会場へ移動する場合の交通費（バス借料等）は支援の対象となりますか。

A24 支援の対象としていません。

貸し切りバス借料は、実施要領別表2のキにおいて、（イ）生産者とのマッチング交流会開催費のみ認められておりますが、（ウ）献立の開発及び試食会費でのバスの借料は、交付対象とはなっておりません。

Q25 学生が献立開発に関わった場合、参加した学生全員に謝礼として図書カードを配布する費用は支援の対象となりますか。

A25 献立の開発に関する支援については、謝金・旅費の対象は調理師及び講師に限定されています。学生の場合はどうちらにも該当しないことから、謝礼として図書カードを配布することは支援の対象とはなりません。

Q26 本交付金における地場産物活用の促進の交付対象経費の記載で「給食を除く（給食に付け加えた試食は可）」とされているが、どういう意味ですか。

A26 「給食」とは児童等の栄養摂取基準をもとに作られた「食事」を、「試食」とは食品や料理の味を見るために、試しに食べてみることを指しています。本交付金は、「試食」について対象とするものであり「給食を除く」としています。

なお、「給食に付け加えた試食は可」については、自分で用意した給食があった場合でも試食を提供することは可能という意味です。

Q27 献立の開発に使う食材の全てが地場産物でないといけないのでしょうか。

A27 献立の開発に使う食材全てが地場産物である必要はありません。地場産物の食材使用の割合は特に示していませんが、地場産物の特徴を活かした献立を開発して下さい。

(共食の場における食育活動)

Q28 活動を続けている共食の場での食育活動は支援の対象となるのでしょうか。

A28 共食の場の提供に関する支援については、地域における共食の場を試験的に設ける取組や新型コロナウイルス感染症により活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を適切な感染防止対策を講じた上で再開した活動が支援対象となります。

感染対策として、消耗品の消毒用アルコール、簡易な飛散防止板等、機器借料として開催会場での換気装置等への支援を対象とします。